

令和8年度
TOKYO H2 プロジェクト共同推進事業
公募要領

東京都 産業労働局 産業・エネルギー政策部
新エネルギー推進課

1 目的

東京都は（以下「都」という。）、エネルギーの安定供給の確保や脱炭素化に向け、都内における水素エネルギーの需要拡大・早期社会実装化に取り組んでいる。

都では、令和7年9月に「水素を使う」アクションを官民連携で加速させることを目的として、「TOKYO H2プロジェクト」を始動させた。

本事業では、これまでの都単独又は民間単独で実施してきた水素をテーマとした様々な取組に加え、事業者・都民を対象とした更なる水素エネルギーの需要拡大等に資する取組を官民連携で展開することで、水素エネルギーの社会実装を加速させることを目的とする。

2 事業の概要

(1) 名称

令和8年度 TOKYO H2 プロジェクト共同推進事業（以下「本事業」という。）

(2) 概要

本事業では、事業者・都民を対象とした更なる水素エネルギーの需要拡大等に資する取組を都と共同で実施する。

(3) 実施期間

- ・ 4(6)に定める協定を締結した日から令和9年3月31日（水曜日）まで

(4) 都が負担する経費

ア 事業予算及び採択予定件数

本事業の予算及び採択予定件数は、次のとおり。

- ・ 事業予算：90,000 千円
- ・ 採択予定件数：3 件程度
- ・ 1 件当たりの都の負担割合：イの対象経費の 1/2
- ・ 1 件当たりの上限額：30,000 千円

イ 対象経費

本事業の実施に際し、対象となる経費は次の条件に合致する下表に掲げる経費とし、千円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てるものとする。

- ・ 本事業に必要な経費であること。
- ・ 事業期間内に契約、履行又は取得、支払が完了した経費であること。
- ・ 使途、単価、規模等の確認ができ、本事業に係る経費として明確に区分できる経費であること。

費目		内容
人件費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の人件費は、パート・アルバイトを含む当該事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業に要する時間に対して支給される給与を計上する。
事業費	旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業に直接必要な国内出張及び海外出張に係る交通費、宿泊費、日当等の経費を計上する。 ・ 経費の算出に当たっては、事業者の内部規程等によることとする。 ・ 出張が当該事業以外の事業と一連のものとなっており、当該事業以外の事業に係る経費が存在する場合は、当該事業に係る部分とその他の事業に係る部分に区分し、当該事業に係る経費のみを計上する。 ・ 事業者においては当該事業に係る経費についての出張であることが明確に判別できるように出張命令等の関係書類を整理することとする。
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得価格が 100,000 円未満の物品に係る経費。 ・ 取得価格が 100,000 円以上の物品であっても、おおむね 2 年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は、消耗品として構わない。（試薬、消耗実験器具、消耗部品、ソフトウェア、試作品等）
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業に直接必要な検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費を計上する。
	通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上する。（電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等） ・ 通信運搬費として計上する経費は当該事業に直接必要であることが証明することができるものとし、事業者において当該事業以外の事業でも使用している電話等の料金については一般管理費に含むものとする。
	借料及び損料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該事業を実施するにあたり直接必要となる物品等の借料を計上する。

	<ul style="list-style-type: none"> リース等により調達した物品は当該事業のみに使用することとし、(当該事業のみに使用していると認められない部分の経費については一般管理費に含むこととする。) リース料等については、当該事業の事業期間中のリース等に要する費用のみ計上できることとする。
光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業に直接必要な電気・水道・ガス料金等の光熱水費。 光熱水費として計上する経費は当該事業に直接必要であることが証明することができるものとし、事業者において当該事業以外の事業でも使用している費用については一般管理費に含むものとする。
雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費(当該事業に必要な機器のメンテナンス費、分析費、速記料、通訳料、翻訳料等)を計上する。 一般管理費を含むものは、一般管理費の算定根拠から除くこと。
外注・委託費	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業を行うために必要な経費のうち、事業者が直接行うことのできない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費を計上する。
一般管理費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を行うために必要な経費のうち、事業に要した経費としての特定が難しいものの経費。 一般管理費率は、事業者の内部規程等で定める率又は合理的な算出方法により算出したと認められる率を使用することを原則とする。

※ 上記に含まれない経費であっても、本事業に必要と認められる経費については、支払いの対象となる。具体的な対象経費は4(6)に定める協定により決定する。

※ 以下に掲げる経費については、原則として対象経費に含まないものとする。

- ・消費税、振込手数料等の間接経費
- ・本事業の中で商品販売等を行う場合における、仕入れや原材料調達等に係る経費

3 実施内容

本事業では、事業者・都民を対象とした更なる水素エネルギーの需要拡大等に資する取組を都と共同で実施する。

(1) 事業の方針

応募者は以下の方針に基づいた取組を提案し、採択後に都と共同で展開すること。ア

は立案の際の必須方針とし、イは任意ではあるが推奨方針とする。

ア 必須方針

- ① 事業者・都民に向けた取組であること。
- ② 都内で実施する取組であること。
- ③ 都内の水素需要拡大等に資する取組であること。
- ④ 実際に水素を継続的に活用する取組であること。
※訴求動画作成のみ等、水素を活用しないPRは不可とする。
※1日限定のイベント等水素利用の継続性が認められないものは不可とする（継続的な効果が認められる発信力の高いイベントを除く）。
- ⑤ TOKYO H2 プロジェクトのロゴを使った広報展開を行うこと。
- ⑥ 水素の有用性や将来像のPRを併せて行う等、本事業をきっかけに事業者・都民が水素を選択し消費を拡大する取組となる工夫があること。
- ⑦ 都の水素エネルギー政策の方向性と一致する取組であること。
- ⑧ (2)で設定する対象・ターゲットに対し、これまで水素需要が拡大しなかった理由・課題を分析・提案し、それを解決できるような取組とすること。

イ 推奨方針

- ① 都のほか、民間企業同士の連携による事業でもあること。
- ② 他の民間事業者への波及効果が期待される事業であること。
- ③ 東京都の地域特性を活かした取組であること。
- ④ 単に展示を実施するだけでなく、事業者・都民が体験可能な取組とすること。

なお、以下に取組の例を示すが、これらの例に限らず水素需要の拡大に効果的な取組を提案すること

【例】

- ・燃料電池モビリティの活用促進に向けた取組
- ・水素をエネルギーとして活用した製品の販売促進と、それに合わせた水素の有用性のPR
- ・水素ステーションの利用拡大に向けた取組

(2) 対象・ターゲット

事業者・都民のうち、主な対象・ターゲットを提案し、提案した対象・ターゲットの興味関心を引くトレンドを分析した上で取組を提案、都と協議の上、実施すること。

(3) 成果測定等

ア 応募者は、本事業の適正かつ円滑な履行を確保するため、KPIを提案し、都と協議の上、実施すること。

イ 事業の採択後は、(1)アによる広報展開のほか、都の TOKYO H2 プロジェクト関連HP掲載用の記事を作成・提出すること。また、写真を50枚程度提出すること。

※該当のHPは以下のとおりとし、今後のデザイン・コンテンツのリニューアルも

想定される。

[TOKYO H2 プロジェクト - 水素モビリティ・ステーション普及加速化総合支援事業](https://h2mobi.metro.tokyo.lg.jp/tokyo-h2-project/)
<https://h2mobi.metro.tokyo.lg.jp/tokyo-h2-project/>

(4) 業務遂行体制及び事業実施計画

本事業の実施にあたっては、事業を遂行できる実施体制を構築すること。なお、グループで応募する場合、役割分担を明確化すること。

また、応募事業の実実施計画についても、実効性のある現実的な実施計画を立てること。

(5) 関係者調整

本事業の実施にあたっては、都との十分な協議を行うとともに、必要に応じて近隣や区市町村、警察・消防関連等との連絡・調整を行うこと。

4 事業の進め方

(1) 事業者の公募と選定

都は、「3 実施内容」に記載する事業を実施する事業者を次に示すスケジュールに従い公募する。公募に参加する者（以下「応募者」という。）は、「参加申請書（様式1）」及び「3 実施内容」を基に実施する事業（以下「応募事業」という。）に関する提案書を作成し、期限までに提出する。都は、提出のあった提案書を審査し、採択となった応募者と協定を締結し、応募事業を実施する。

公募要領等の公表	令和8年5月28日（木曜日）
質問及び参加申請書の受付	令和8年5月28日（木曜日）から同年6月17日（水曜日）午後5時まで
質問への回答	令和8年6月19日（金曜日）
提案書の提出	令和8年6月19日（金曜日）から同年7月10日（金曜日）正午まで
プレゼンテーション及び審査会	令和8年7月中旬（予定）
審査結果通知	令和8年7月中旬（予定）

(2) 質問について

本公募についての質問は、事業者名、担当者名及び電話番号を明記した質問書（任意様式）を、「9 問合せ先」に記載の部署へメールにより提出すること。

※電子メールの表題は「TOKYO H2 プロジェクト共同推進事業 公募に関する質問」とすること。

※メール送信に際し、「9 問合せ先」記載の連絡先に電話連絡を行うこと。

質問への回答は、東京都産業労働局のホームページ上に掲載し、原則として個別回答

は実施しない。

(3) 参加申請書（様式1）の提出について

本公募に参加を希望する場合は、「参加申請書（様式1）」を、「9 問合せ先」に記載の部署へメールにより提出すること。

※電子メールの表題は「TOKYO H2プロジェクト共同推進事業 公募に関する参加申請書」とすること。

※メール送信に際し、「9 問合せ先」記載の連絡先に電話連絡を行うこと。

(4) 参加申請書（様式1）の提出後の辞退について

参加申請書（様式1）の提出後に申請を辞退する場合は、「辞退届」（任意様式）を、令和8年6月19日（金曜日）までに、「9 問合せ先」に記載の部署へメールにより提出すること。

※電子メールの表題は「TOKYO H2プロジェクト共同推進事業 公募に関する辞退届」とすること。

※メール送信に際し、「9 問合せ先」記載の連絡先に電話連絡を行うこと。

(5) 提案書の作成について

「5 応募方法」に記載する内容に基づき提案書を作成し、令和8年7月10日（金曜日）正午までに5 応募方法(3)に記載の事務局へ提出すること。

(6) 提案書の審査

審査会において、提出された提案書及び応募者のプレゼンテーションを基に審査を実施し、採択事業者を決定する。詳細は「6 応募に関する審査等」に記載するものとする。

(7) 協定の締結

都は、前項で決定した採択事業者と事業の期間、内容、体制、スケジュール、役割分担、費用負担等に係る協定（以下「協定」という。）を令和8年7月下旬以降に締結し、事業を実施する。都が負担する経費については2(4)に記載する金額を上限として、協定で定める。

(8) 報告書の提出

都と協定を締結した者は、協定に定めるところにより、最終報告書を令和9年3月31日（水曜日）までに提出すること。

(9) 費用の支払い

経費の精算は、協定締結期間終了後、速やかに行う。採択事業者は、本事業の実施に要する経費が確定した後、協定に定めるところにより都に対して経費を報告すること。都は、報告を基に経費の額を確定し、その後、採択事業者からの請求に基づき支払う。

5 応募方法

(1) 採択事業者の要件

応募者は、TOKYO H2 プロジェクトに参加している事業者（単独又は複数の事業者で構成されたグループ）であり、次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

なお、グループで応募する場合は、代表企業を定め、代表企業が応募することとし、その全ての構成企業が、次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定のいずれかに該当する者

エ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中である者

オ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

カ 暴力団等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

キ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等に該当するものがある者

ク 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく排除措置の期間中である者

ケ 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

(2) 提出書類

応募者は次の書類を作成し令和 8 年 7 月 10 日（金曜日）正午までに(3)に記載の事務局に提出すること。

アは、正本 1 部及び副本 5 部、イからカまでは正本 1 部を提出すること。また、アの電子媒体（CD-R 等）を併せて提出すること。

ア 事業者提案書（様式 2 及び別紙）

以下の内容を盛り込み、A 4 用紙 15 ページ以内（表紙含まず）とすること。

なお、応募事業で実施しない部分は含む必要はない。また記載順序は問わない。

- ・ 会社の紹介
- ・ 財務状況
- ・ 応募事業に関するこれまでの実施状況（既に関連する事業を実施している場合はその概要を示すこと。）

- ・ 応募事業の実施体制
事業の実施体制を示すこと。グループで応募する場合、役割分担を明確化すること。
 - ・ 応募事業の実施計画
 - ・ 応募事業で実施する内容
「3 実施内容」を基に、応募事業で実施する具体的な内容等を示すこと。
 - ・ 費用（必要経費）
応募事業に係る必要経費（概算）を示すこと。
- イ 会社概要（様式自由、会社パンフレット等）
- ウ 法人の登記事項証明書
- エ 定款又は寄付行為（写し）
- オ 印鑑証明書（原本）
- カ 納税証明書（法人事業税及び法人都民税）（直近1か年分）
- (3) (2)の書類に係る提出方法及び提出先
- ア 提出方法
郵送（書留又は書留に準ずるもの）により提出すること。
※封筒の表に「TOKYO H2 プロジェクト共同推進事業応募申請書類在中」と記載して提出すること。
- イ 提出先
〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
丸の内二重橋ビルディング13階
合同会社デロイト トーマツ サステナビリティユニット
令和8年度 TOKYO H2 プロジェクト共同推進事業事務局 宛て
- (4) 免責事項、注意事項等
- 応募者は、次に掲げる事項について了承した上で応募を行うこととする。
- ア 採択事業者は、実施する業務について全ての責任を負うものとする。
- イ 採択事業者は、都が事業の適切な遂行を確保する必要があると認めたときに、実施する営業所等への立入り、帳簿書類その他の物件の調査及び関係者への質問に応じること。
- ウ 都が事業の適切な遂行に当たり改善の必要を認めた場合は、協議の上、具体的な改善策を実施すること。

6 応募に関する審査等

(1) 審査方法

提出された提案書及び応募者によるプレゼンテーションを基に、令和8年度 TOKYO H2

プロジェクト共同推進事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、次表に掲げる審査項目ごとに審査内容及び審査の視点に基づき厳正に審査し、総合的に評価する。

なお、審査の視点に記載の内容は加点要素であり、全て満たす必要はない。審査委員会では、審査の視点を基に審査内容ごとに総合的に評価する。

	審査項目	審査内容	審査の視点
1	応募者	財務状況	・応募事業を着実に遂行するために必要な経営基盤を有しているか。
		実績等	・応募者は、応募事業遂行のために必要な知見や実績を十分に有しているか。 ・応募者は、積極的に水素エネルギーに関する取組を実施しているか。
2	実施内容	都内における水素需要拡大に向けた貢献	・応募事業は、事業者・都民に向けた効果的な取組となっているか。 ・都内の水素需要拡大等に資する取組になっているか。 ・TOKYO H2 プロジェクトのロゴを使い、訴求力の高い広報展開となっているか。 ・本事業をきっかけに事業者・都民が水素を選択し消費を拡大する取組となる効果的な工夫がされているか。 ・課題の分析を適切に行い、それに対する取組となっているか。 ・本事業の実施に当たり、民間企業同士の連携がされているか。 ・他の民間事業者への波及効果が大きく期待されるか。 ・東京都の地域特性を活かした取組となっているか。 ・事業者・都民が水素エネルギーを体験可能な取組となっているか。
		妥当性	・応募事業は、都、国、自治体等の計画などを踏まえた適切なものとなっているか。 ・応募事業の内容は、国内外の技術動向を踏まえたものとなっているか。 ・応募事業は社会的意義のあるものとなっているか。
		実現性	・応募事業に関連した取組をこれまでに実施しているか。 ・応募事業は具体化されており、今後、実現が見込めるものとなっているか。
3	実施体制	実施計画	・実効性のある現実的な実施計画が立てられているか。

	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に際し、必要な人員が確保されているか。 ・実施体制において役割分担が明確であり、各プレイヤー間で連携が取れる体制となっているか。 ・専門的な知見の提供等を受けるための体制が構築されているか。 ・応募事業は、水素ステーション事業者や燃料電池商用車の所有事業者など、他の事業者の巻込ができるものとなっているか。もしくは、既に複数の事業者と協力した体制となっているか。
	費用	<ul style="list-style-type: none"> ・必要経費が具体的に明示されているか。 ・不要な経費を含まず、妥当な積算となっているか。

(2) 審査結果の通知

ア 審査の結果は、応募者全員に対して書面により個別に通知する。

イ 都は、審査結果について、採択事業者の名称を東京都産業労働局HPで公表する。

公表項目は、採択事業者名及び評価結果とする。採択事業者以外の参加者については、評価結果のみの公表とし、事業者名は公表しない。

7 著作権及び提出書類等の取扱い

(1) 応募者から提出された提案書等の著作権について

応募者から提出された提案書等の著作権は、提出した応募者に帰属するものとし、提案書等の作成に当たり利用許諾を得ずに第三者の著作物を使用した場合等の責めは、全て応募者に帰することとする。

(2) 応募者から提出された提案書等の使用について

都及び事務局は、応募者から提出された提案書等について、採択事業者の選定に関してのみ使用する。また、審査及び実施団体の選定に必要な限度で応募者の承諾を得ずに無償で複製又は使用をすることができるものとする。

なお、提出された提案書等は返却しない。

8 その他

(1) 応募に係る費用

本公募の応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報に関する特記仕様」を遵守すること。

9 本公募全般に関する問合せ先

本公募に関する問合せは、次の担当へ電子メール又は電話で行うこと。ただし、審査の

経過等に関する問合せには応じない。

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課

E-mail : S0291503@section.metro.tokyo.jp

電話番号（直通）：03-5388-3570

10 応募書類の提出に関する問合せ先

本公募の応募書類の提出に関する問合せは、次の担当へ電子メールで行うこと。ただし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

事務局：令和8年度 TOKYO H2 プロジェクト共同推進事業事務局

事務局 E-mail : tokyoh2_support@tohmatsumatsu.co.jp